

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	228	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲				
提案団体	宮城県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

林野庁所管外の国有林については、民有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

森林法第26条の2により、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い民有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的には民有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。

また、大臣権限の場合は申請書を提出してから保安林の指定が解除され、事業着手可能となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で事業着手できることから、事業の迅速化に寄与することができる。

以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。

根拠法令等

森林法第26条、第26条の2

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

都道府県知事が解除権限を有する民有保安林を国に移管(国有保安林化)する場合、国への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することが可能である。

また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続に要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

確かに、民有保安林の段階であれば知事権限で解除が可能だが、用地買収により国所管となった後に保安林解除申請されるケースが多い現状であり、国への移管前の申請が担保されていない以上、現行規定により対応可能とは言い切れない。

国所管となる前か後かの違いだけで、それ以外の事業内容等は全く同じ案件であるにも関わらず、解除権限の違いにより、解除に要する期間も異なってくるのは合理性に欠けると思われるため、公共事業実施を前提として国所管となったものに係る解除については、知事への権限移譲を求めるもの。

全国知事会からの意見

林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務処理の迅速化等が図られることから、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

○ 国土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。

○ 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程において、面積の変更が生じるケースがあるため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者との事前の連絡調整をより密なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。

【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】

提案団体からの意見に対する回答に同じ。

なお、「民有保安林を国に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との第1次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

【再掲】

4【農林水産省】

(3)森林法(昭26法249)

(ii) 国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定地に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。